

テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書

2014年12月15日

兵庫県知事 井戸敏三 様

要望者

特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク

理事長 石橋輝勝

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号

東西館ビル本館47号室

電話&FAX 03-5212-4611

要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、2013年6月26日付にて、井戸知事に宛て「テクノロジー犯罪と組織的な嫌がらせ犯罪を撲滅するための要望書」を提出して、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪のご理解とその撲滅に向けてのご協力をお願いしているところであります。繰り返しのようになりますが、「テクノロジー犯罪」「嫌がらせ犯罪」どちらも当NPOの造語で、前者は、電磁波・超音波等見えない媒体を使ったテクノロジーを悪用して特定個人の精神・身体を攻撃する犯罪を、後者は、不特定多数あるいは特定少数による特定個人に対するつきまといを始めとする様々な嫌がらせを組織的・継続的に行なう犯罪を意味しております。

今回初めて貴庁に出向いて本要望書を提出する理由は以下であります。

- ① テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者は増え続けており、1,417名を確認し、内兵庫県内在住者は61名（男性31名、女性30名）で、7番目に被害者が多い自治体であります。
- ② 嫌がらせ犯罪は組織犯罪であることに間違いなく、被害者の多い自治体には大きな犯罪組織が存在していると考えられます。
- ③ 確認被害者1,417名中すでに18名がお亡くなりになっていることから、両犯罪により死に追い込むことができる犯罪であります。それを裏付けるように日々生命の危険を訴える被害者が兵庫県内に多数存在します。
- ④ お亡くなりになった18名中約半数は自殺であります。自殺防止対策は国の

重要施策の一つでありますから兵庫県も同じであります。そのため自殺対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪にも取り組むべきであります。

- ⑤ 両犯罪で生じる現象（嫌がらせ犯罪では敵意の集中攻撃によるパニック症状、テクノロジー犯罪では音声・映像送信被害等）を精神疾患として誤って対処するシステムが構築されており、これが定着することは国民にとって大きな脅威であります。また精神疾患患者の増加は大きな社会問題となっており、その一要因として両犯罪があることが考えられます。それを裏付ける証言として、元英国海軍所属、マイクロ波の専門家バリー・トゥロワー氏の証言『マイクロ波技術の危険性』を資料として添付致しました。氏はマイクロ波で精神疾患を誘発できるとし、それも自然な精神疾患なのか人為によるものなのか分からないように誘発できるとまで証言しております。このように精神兵器と呼ばれるべき武器の存在が秘せられる一方で、精神医学・医療体制は発展しております。また国は医療保護入院を容易にするかたちで精神保健福祉法を改正しております。本来犯罪被害者として守られるべき人が精神障害者として扱われるのですからこれに満足する被害者はおりません。これによりさらに自殺者が増加することが考えられます。そのため精神医療体制の充実を図るなら、一方ではバリー・トゥロワー氏の証言も国民に知らされるべきであります。精神疾患対策も国家の重要施策の一つですから兵庫県も同じであります。精神疾患対策に真剣に取り組むならテクノロジー・嫌がらせ両犯罪対策にも取り組むべきであります。
- ⑥ テクノロジー犯罪被害として三欲操作がありますが、前記バリー・トゥロワー氏証言に「6. 6ヘルツは男性に激しい性的興奮を誘発します。誰かにひどい性的レイプを犯させることができます」と述べて、性欲操作を裏付けております。また2013年3月19日地下鉄東西線東陽町駅付近で発生した傷害事件では、元暴力団員の男が「自分の体内の超音波から、人を刺してみろよ、という言葉が聞こえ」犯行に及んだと証言しておりますので、音声送信被害による犯行と考えられます。音声送信被害者はその初期には音声に促されて動かされてしまうことを多くの被害者が証言しております。そのためこの技術を放置しておきますと同様の事件が頻発することが考えられます。そのため信じられない凶悪犯罪の防止を真剣に考えるならテクノロジー犯罪の撲滅にも取り組まなければならないのです。
- ⑦ これまでの調査から嫌がらせ犯罪に11の特徴があることが分かってまいりました。相当数の人間が（①集団性）、四六時中（②継続・反復性）、つきまとい（③ストーカー性）、なにかしようとする絶妙のタイミングで嫌がらせを働いてくる（④タイミング性）。そのタイミングは絶えず監視していな

けばできないこと (⑤監視性)、室内の行動を走査してその行動に合わせてなんらかの反応をするようにプログラムされた監視システムがなければできない嫌がらせであります (⑥システム性)。しかも嫌がらせは外出しても行く先々で行われることから連絡網が完備しており (⑦ネットワーク性)、全国的に犯罪組織が存在していなければできない犯罪であります (⑧組織性)。そして行われている嫌がらせの内容が外国の例と照らして類似していることからマニュアルがあることも想像できるようになりました (⑨マニュアル性)。しかもこの犯罪は40年を超える歴史があること (⑩歴史性) も分かってまいりました。これら10の特徴すべてが非常識で貫かれており (⑪非常識性)、そこに重要な意味があることも分かってまいりました。起こっている現象が非常識であればあるほど一般人は話しを聞かなくなり被害者を孤立させることができます。これを逆に考えると、常識の範疇の嫌がらせでは被害者を助ける人が必ず現れます。これは加害者にとっては困ることです。一方被害者にとっては身に起こっていることが非常識であればあるほど全く判断ができなくなってパニックに陥ってしまうのです。そのパニック状態を見てさらに遠ざけられ、追いつめられた先にあるのは、自殺か、緊急避難的対処か、精神病院への収容であります。このような構図が明瞭に読み取れるようになりました。このことから嫌がらせ犯罪に貫かれている非常識性は意図的なものと断定致します。常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという犯罪主体の強固な意思を読み取ることができるようになりました。このように嫌がらせ犯罪主体の強固な意思と描く構図を看破できたことはこの犯罪の解明に大きく寄与すること確信致します。またこれまでの組織犯罪とは次元が違うこともご理解頂けると思います。さらにこれに加わるテクノロジー犯罪の実態を知ることによって犯罪の全貌がより明確になってまいります。非常識に徹するという強固な意思はテクノロジー犯罪でもみられることですので犯罪主体の同一性を窺わせるものであります。

- ⑧ 無辜の一般市民がこの被害を受けており、子供のころからの被害者もいることから、そのような人に手が出せる意思は恐ろしいもので、これを放置することは社会不安を増幅させるだけであります。安心安全の社会を目指される井戸知事には断固としてその発露を糾明して摘み取らなければならない意思であります。
- ⑨ 被害者がいくら善意を示しても終わる様相を見せないということは、実際に加害行為を行なっている者の意思ではなく、背後にある大きな意思に従っていることが考えられます。添付しました『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』にある元諜報部員カール・クラーク氏の証言は、そこで述べられていることが、これまで当会が訴えてきた被害と大いに合致している

ことから、諜報活動として行なわれていることが考えられるようになりました。日本はスパイ天国と言われてきましたが、これは脳天気な表現で、工作員天国と言い換えるべきであります。他国からの指示で動く工作員活動の一環としてあるならば、それは侵略行為と捉えて対処されるべきで、国家安全保障上の問題であります。ちなみに工作員の暗躍としては北朝鮮による拉致問題が明らかになっております。諜報活動との類似性があるなら日本の公安当局も認識していなければならぬことでもあります。認識だけではなく目を光らせていなければならぬのです。それがなければ拉致とは別の意味での工作員活動被害者が現れるのは必定であります。しかし現実には諜報活動によると思われる被害者が存在するのですから公安当局の怠慢を指摘されるのは当然であります。被害者の善意をことごとく覆して追い込んでくる手法はここまで考えなければ理解できないもので、日本人はいつまでも泣き寝入りしているべきではないと考えます。

- ⑩ 当NPOの調査の結果、テクノロジー犯罪に使われている技術は人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあることが分かってまいりました。これは人間の活動を司る脳とコンピューターをつなぐブレイン・マシン・インターフェイスの技術がなければできない犯罪であります。この技術の開発は65年前に「サイバー」という言葉が造語された時点に遡ることも分かってまいりました。これに関しては添付致しました『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域』に詳しく記されておりますが、この技術に最も関心を示したのが軍部であったことから守秘義務の中に入れられ、しかも軍事技術ですから国家の最高の頭脳を投入して開発が続けられてきたのです。また脳とコンピューターをつなぐのですから対象者は人間で、人体実験をしなければ完成しない技術であります。人体実験していることが公になれば開発できなくなりますのでその面からも守秘義務の中に入れられることになったのです。国家の最高レベルの頭脳を投入しておりますので科学技術開発の奔流でありながら全く国民に知らされずに開発が続けられてきたのです。これにさらに情報操作が加わって現実と一般認識との大きな差が生じていると考えられます。そのため被害者が泣けど叫べど救われない社会が構築されてきたのです。この点を看破できたのが当NPO16年間の活動の成果であります。これに付きましては、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムで説明しておりますので、当NPOホームページあるいはユーチューブでご覧頂きますようお願い申し上げます。
- ⑪ 上記成果は県民の意識改革に欠かせない情報であります。国を守るために軍事技術の開発をせざるを得ない国家は人体実験をしなければ開発し得ないブレイン・マシン・インターフェイスの開発をせざるを得なくなっているの

です。軍事技術であるため、また知られたら開発できなくなる技術ですから徹底した守秘義務の中に置かれており、そのためにそれがどのように使われても国民は皆目分からない迷妄の中に置かれているのです。今日の理解し難い社会現象にそれが現れていると考えられ、国民が知らないことをいいことに暴走を始めていると考えられます。そのような中で地方自治体の存在は重要であります。本問題によって国家意思と国民の意思との大きなギャップが明瞭になることはいいことで、この意識をしっかりと持つことがこれからの日本人に求められているのです。これまでのように国家を信頼してきた時代は終わり、より成長した国家感が持てるようになるのです。これは望むべきことで、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画はそれを学ぶ最高の教科書になると考えます。下記要望事項にも記しましたが全県職員・県内全自治体職員、県警本部長指揮下の全警察官だけでなく、全県民の意識改革のためにも是非ともこの録画をご覧頂きますようお願い申し上げます。

以上の理由から本要望書を提出せざるを得ないものであり、井戸知事には現実に起こっているテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を、被害者だけでなく、県民と県職員、県警本部長指揮下の全警察官が一体となって解決に導くために、以下の要望事項を速やかに実行して頂きますようお願い申し上げます。

要望事項 1.

テクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪を全県職員・県内全自治体職員が認識するようにして下さい。そのために、第六回・第七回テクノロジー犯罪被害フォーラムの録画を当NPOホームページあるいはユーチューブにアップしてありますので、全職員に観るように指示して下さい。そしてテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を知らない職員がいなまでに徹底して下さい。

第六回テクノロジー犯罪被害フォーラム

http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/forum/2013forum_rep.html

第七回テクノロジー犯罪被害フォーラム

http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2014forum_m1.html

第六回テクノロジー犯罪被害フォーラム（ユーチューブ版）

<http://www.youtube.com/watch?v=Uqk0hvNJ7eg&feature=youtu.be>

第七回テクノロジー犯罪被害フォーラム（ユーチューブ版）

http://www.geocities.jp/techhanzainetinfo/2014forum_m.html

要望事項 2.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を全県民が理解するように促して下さい。そのために、広報紙で当 NPO の活動を紹介するとともに、上記録画を県民も観るよう促して下さい。また県庁及び関連施設でのパネル展示やポスターの掲示をご承認下さい。

要望事項 3.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害に関する電話相談を実施して下さい。そのために要望事項 1・2 を確実に実施して、広報紙には両犯罪に関する電話相談を実施している旨継続して告知して実施して下さい。

要望事項 4.

県内の治安を担当する県警本部長指揮下の全警察官がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を認識してその任に当たるため要望事項 1 を県警本部でも実施するよう県警本部長に要請して下さい。また、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害者の相談に積極的に応じるよう県警本部長に要請して下さい。

要望事項 5.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪について最も身近な県職員・県内全自治体職員に以下のアンケート調査を実施して下さい。また県警本部長指揮下の全警察官にも同様のアンケート調査を実施するよう県警本部長に要請して下さい。そのためには要望事項 1 を確実に実施する必要がある、その認識をもって両犯罪被害を経験していないか、経験している場合どのような被害か、また加害者側に加担せざるを得ないよう圧力を掛けられたことはないか、ありの場合はどのような行為を強いられたのか、全職員を対象にアンケート調査を実施して集計して下さい。その結果と当 NPO のアンケート集計結果とを比較すれば当 NPO の訴えを別の面から裏付けることとなります。また県職員・県内自治体職員・県警本部長指揮下の警察官の意識状況を新しい面から認識できるようになります。これを人事に大いに利用して下さい。

要望事項 6.

当 NPO 大阪被害者による集いに県職員を派遣して被害実態の把握に努めて下さい。また県警本部長に職員を派遣するよう指示して下さい。

要望事項 7.

テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を取り締まる条例を制定して下さい。また国に

法整備を働きかけて下さい。

1997年12月16日にポケモン事件が発生しました。テレビアニメの放映中にあった赤い光の激しい点滅に反応して光過敏性発作を引き起こしたということで処理されましたが、16Hzがてんかん症状を誘発する周波数であることは一部の学者は認識していたようであります。放映では16Hz弱であったことが確認されており、16Hzであったら被害はもっと大きかった可能性を指摘する学者がおります。光は電磁波ですから、この事件は電磁波に非熱効果があることを一般に知らしめた最高の事例であります。そしてその非熱効果が、同時に、広域に、700名を越える子供に生じた被害であったことから真剣に対策が採られるべきで、16Hzに限らず、人間に影響を与える周波数はテレビ・ラジオだけでなく全無線設備で使用を禁止する条例が制定されるべきであります（合衆国陸軍情報保安司令部が情報公開法に基づいて公開した資料によりますと15Hzが光過敏性発作を誘発する周波数であるとしております。その資料『特定の非殺傷兵器の生体効果』も合わせて添付致します）。

嫌がらせ犯罪の代表例としてあるつきまといは、恋愛感情に基づかず、不特定多数によることから、ストーカー規制法に抵触しないつきまといであります。これに敵意の集中攻撃や家宅侵入など様々な嫌がらせを伴うことから、組織的な嫌がらせ行為であります。このような行為を警察が捜査できるよう、厳しい罰則を設けた「嫌がらせ犯罪防止条例」を制定して下さい。

要望事項8.

テクノロジー犯罪の実態と一般認識の差を埋める努力をお願いしておりますが、この犯罪に使われている技術は、要望趣旨⑩に記しましたように、守秘義務で守られているものを表に出さなければできない仕事で、それには勇気ある内部告発が重要な意味を持ってまいります。今回添付致しましたバリー・トゥロー氏へのインタビューがまさにそれで、氏は「マイクロ波がそれほど完全な武器と知られ、軍にとっては大変危険であることが知られた1950年代、60年代、70年代に遡り、アメリカ国防情報局は西側政府に秘密にするよう促したのです。そして西側諸国はそれに従いました。そしてこれが今でも使われている理由なのです」と、守秘義務とされている理由を説明するとともに、音声送信被害や疑似疾病等テクノロジー犯罪被害をマイクロ波で誘発できることも証言しております。日本でもこのような証言が為されるよう促して下さい。

要望事項9.

住民自治を破る人間コントロール・テクノロジーの解明と、一般の理解を促すことによって、社会的認知という面からテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の撲滅にご協力下さい。当 NPO アンケート調査から、テクノロジー犯罪に使われている技術は、人間コントロール・テクノロジーと呼べるレベルにあることが明らかになってまいりました。人間の生理機能・運動機能・五感・感情・三欲・思惟活動に影響を及ぼせるということは驚くべき事実で、これを電磁波・超音波など外的要因だけで説明することは難しいように思われます。それほどデリケートな操作はアンケート調査に現われていない別の要因（内部インプラント等）も考慮に入れざるを得ません。公開されている動物や人間コントロール技術としてデルガド博士の研究があります。博士は脳に電極を埋め込んでそこに様々な無線周波数を飛ばしての実験を繰り返したことが知られております。その電極は今ではさらに発展して脳内に定着するマイクロサイズの電極に進化しておかしくありません。しかしこの技術は全くベールに包まれております。そのように当 NPO が実施したアンケート調査では満足できるものではありませんが、とにかく悪意ある意思で人間コントロール・テクノロジーを使えば、特定個人をかなりの程度動かせることが明らかになってまいりました。その対象を広げれば大衆を動かすこともできると考えます。これは住民の意思に基づく自治を目指される井上知事にとって絶対に見逃せないテクノロジーと考えます。今テクノロジーは着々と民主政治を破ろうとしているのです。井上知事には、住民自治を破る人間コントロール・テクノロジーを解明して、一般の理解を促すことによる、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪の撲滅にご協力頂きますようお願い申し上げます。

要望事項 10. 電磁波や超音波と思われませんが、この犯罪に使われている見えない媒体を遮蔽できる部屋を警察署単位で設けてテクノロジー犯罪・嫌がらせ犯罪被害者を受け入れて下さい。また精神科がある都立病院にも同様の施設を設けて下さい。急速に増加している精神疾患患者のなかにはテクノロジー・嫌がらせ両犯罪被害が相当数いることが考えられます。この方々には犯罪に使われている見えない攻撃媒体を遮断することで正常に戻ることが考えられます。そのため警察官が精神的問題と判断する前、精神科医が診察する前に、前記部屋に収容して様子を見てから結論を出すようにして下さい。これは急速に増加する精神医療費を節減するためにも有効と考えます。費用対効果の面から十分な効果が得られること確信致します。

添付書類

1. 被害者 1, 417 名居住県表

1 枚

2. 『マイクロウェーブ技術の危険性』 1部
3. 『秘密情報機関による秘密偵察と電磁波による拷問』 1部
4. 『束縛：肉体から精神、心、神経生物学的領域へ』 1部
5. 『特定の非殺傷兵器の生体効果』 1部
6. チラシ 1枚

以上